仕　　様　　書　（案）

１　件名

「学生 Place+」を中心とした学生活動の支援等業務（以下「本業務」という。）

２　履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３　委託金額の上限（予定）

金４，６００，０００円

※　消費税及び地方消費税相当額を含む。

※　委託業務の実施に係る費用は、全て、上記金額の範囲内とする。

４　委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

⑴　「学生 Place+」の管理・運営等について

学生が大学の枠を越えて交流・連携を図ることができる活動拠点として設置されている「学生 Place+」について、円滑に運営するとともに、学生の利用を促進すること。また、「学生 Place+」を拠点にしつつ、学生が、地域や地域企業等と連携・交流し、京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、助言等を行うこと。

ア　開館日及び開館時間について

原則、京都市大学のまち交流センターに準じ、以下のとおりとする。

開館日　：火曜日～日曜日

月曜日及び１２月２８日から翌年１月４日までは休館

開館時間：午前９時から午後９時３０分まで

イ　管理・運営について

(ｱ) 地域や地域企業等と連携・交流し、京都のまちの活性化等に取り組む学生への交流スペースの開放（事前予約での貸出しも含む）

(ｲ) 大学のまち交流センターの施設管理者へ、予約状況を連絡

(ｳ) 登録団体等に対する備品等の貸出し

※　貸出用のメールボックス等、別紙１に記載の備品等については、本市が受託者に無償で貸与する。

※　学生 Place+内で使用するメールボックス以外の備品等の貸出し事務は除く。

(ｴ) 市民活動総合センターなど他の活動拠点との連携（例：広報協力等）

(ｵ) 学生 Place+の利用を促進するサービスの開発・実施

(ｶ) 学生 Place+の円滑な運営に必要な消耗品等の調達

(ｷ) 学生 Place+の管理・運営マニュアルの整備

(ｸ) 学生 Place+の定期的な管理

(ｹ) 京都市大学のまち交流センターの施設管理者との連絡調整

ウ　助言・相談について

学生の活動が円滑に展開できるよう、経験豊富な職員と幅広いネットワークに

よる効果的な助言等を行うこと。また、必要に応じて、地域の結節点となる区役所とも連携し、学生と地域とのマッチングを支援すること。

なお、具体的な回数や方法については、提案をもとに本市との協議により決定するものとする。

(ｱ)地域・地域企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動を行っている学生及び今後活動を行いたいと考えている学生からの相談対応

(ｲ)大学の地域連携センターやボランティアセンター、市民活動総合センター、青少年活動センターなど各種施設等への案内

(ｳ) 学生の活動について、オンライン等の活用により常時相談を受け付ける体制を整えるとともに、対面で相談や助言を行う職員を「学生 Place+」に配置（少なくとも週１回、各回２時間以上）

⑵ 学生の活動発信及び交流の促進

活動開始から間もない学生や本格的な活動には至っていないが地道に活動を続ける学生等で、市内のまちの活性化に繋がる活動を行う学生の活動の発信や、学生同士・地域や企業との交流を促進すること。具体的な回数や方法については、提案をもとに本市との協議により決定するものとする。

ア　学生の活動の発信

イ　学生同士や地域、企業との交流の促進

ウ　「学生 Place+」における学生向けイベントや交流会、展示等の実施（３回程度）

⑶ 情報収集・発信

学生の活動に資する様々な情報を収集し、ウェブサイト、掲示板等の活用や、各大学の関係部署を通じて発信するとともに、学生に本業務に関する情報を提供すること。

ア　学生の活動に資する様々な情報の収集

イ　アで収集した情報の発信及び市政情報の学生への提供

ウ　本業務に関する各種広報活動（リーフレット作成・発送、ウェブサイトの運用等）、問合せ対応

エ　登録団体に関する情報などの発信（例：大学や他の施設との連携、Facebook や Twitter での配信等）

⑷ 物品の調達

別紙１に定める物品は、本市が無償で貸与する。

その他、本業務の実施に必要な物品等については、受託者が調達する。

⑸ 備品等管理業務

本市が無償で貸与する物品及び受託者が委託料で調達した物品については、適切に管理し、備品類に滅失、破損、不具合が生じたときは、速やかに報告すること。

また、契約期間が満了したとき（継続して契約を締結したときは除く。）は、本市からの貸与物品については速やかに本市に返納するとともに、本業務の運営業務委託料で調達した物品については、本市に無償で譲渡するものとする。

⑹ サービス向上の取組

利用者の満足度及びニーズの把握に努め、その結果を本業務に反映させるなど、

常にサービスの向上に努めるとともに、利用者等からの苦情に対しては、適切かつ責任のある対応を行うこと。

⑺　**業務の報告**

本業務で収集した各種情報の取りまとめを行い、業務終了後に報告書として提出すること。また、本市の指示により、適宜、定期的に開催する定例会において、業務の進捗状況を本市に報告すること。

⑻　**その他**

その他、本業務に関して、本市が必要と認める業務

５　支払い方法等

委託料の支払いは、請求に基づく通常払または分割払とする。

委託金額は、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むので、追加費用は一切請求できない。

６　事業実施に当たっての留意事項

⑴　本業務を実施するにあたり、本市及び京都市大学のまち交流センターの指定管理者と事前に十分な調整を行うこと。

⑵　本業務は「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業」の一環として行うものであるため、同じく本事業の一環として（公財）大学コンソーシアム京都が本市と協働で別途実施する、「学まちコラボ・トライアル枠（仮称）」受託事業者とも連携を図ること。

⑶　ウェブサイトについては、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できるようウェブアクセシビリティに配慮すること。また、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、定期的なバックアップなど、安全性・信頼性の確保に必要な措置をとること。

なお、ウェブサイトの構築に係るドメインの取得費用、ウェブサーバのホスティング費用等は、委託金額に含むものとする。

⑷　業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本契約書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

⑸　受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

⑹　本業務で用いる「学生」とは、原則、大学及び短期大学に通う学生（大学院生を含む）を指すものとする。